

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、平成十六年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成十六年度における公債の発行等の特例

1 財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(平成十六年度一般会計予算において三十兆九百億円)の範囲内で、公債(以下「特例公債」という。)を発行することができる。

2 1による特例公債の発行は、平成十七年六月三十日まで行うことができるとし、同年四月一日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成十六年度所属の歳入とする。

3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、年金事業等の事務費に係る国の負担の特例

国民年金法、国民年金特別会計法、厚生保険特別会計法及び国家公務員共済組合法における事務費の国の負担に係る規定について、平成十六年度における特例を定め、国の負担の軽減を図る。

三、施行期日

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。